

## 役員選挙細則

### (総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第14条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

### (選挙管理委員会の設置)

第2条 規則第42条に定める選挙管理委員会の委員は、役員以外の正会員のなかから会長が指名する。

2 委員の数は、5名以上とし、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員に委嘱された時から委員会の任務が終了するまでとする。

4 委員会の委員長は、委員の互選による。

5 委員会は、選挙公告、選挙立ち会いおよび選挙結果の確認を行う。

6 委員長は、選挙の結果を理事会に報告する。

### (役員候補者推薦委員会の設置)

第3条 規則第43条に定める役員候補者推薦委員会の委員は、正会員の中から理事会で選出する。

2 委員の数は、6名以上とし、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員に委嘱された時から委員会の任務が終了するまでとする。

4 委員会の委員長は、委員の互選による。

5 委員会は、役員候補者の数を決定し、正会員のなかから数に達する候補者を推薦し、役員候補者名簿を作成する。

6 委員長は、役員候補者推薦の過程ならびにその結果を理事会に報告する。

### (選挙の方法)

第4条 選挙は、役員候補者名簿（**投票画面または投票用紙**）を、**インターネット又は郵送によって**、社員が**投票または提出**することにより行う。

2 役員候補者名簿は、担当部署（候補者推薦委員会）が作成し、選挙期限の1ヶ月前迄に社員に**通知または郵送**配付される。

3 社員は、名簿に記載された手続きを経て、期限までに投票する。

### (開 票)

第5条 開票は、期限までに投票されたすべての投票に対して行われる。

2 開票は、選挙管理委員会委員立ち会いのもとに、総務部が主管して行われる。

3 選挙管理委員会委員は、開票の経過ならびに結果を確認する。

(無効票)

第6条 **郵送の場合**、投票用紙に記載された記載要領に従っていない投票は、無効とする。

2 開票に際して疑義が生じた場合は、選挙管理委員会委員の判断に従う。

(開票の結果)

第7条 開票の結果は、投票数、有効投票数、賛成数および反対数について、候補者毎に集計する。

2 開票の結果は、選挙管理委員会が確認し、当選ならびに落選を確認する。

3 当選の基準は、有効投票数の過半数票を確保した場合とする。

(役員 の 就任)

第8条 新たに選出された役員は、総会の決議を経て就任する。

附則

この細則は、平成12年8月28日に新規制定したもので、平成12年9月1日から施行する。

附則(平成23年8月30日理事会議決)

この変更細則(第9条追加)は、平成23年8月30日から施行する。

附則(平成23年12月2日理事会議決)

この変更細則(第4条改正)は、平成23年12月2日から施行する。

附則(平成24年8月28日理事会議決)

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

**附則(平成29年11月22日理事会議決)**

**この細則は、平成29年11月22日に一部改訂したもので、同日から施行する。**